

吉野川市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、吉野川市社会福祉協議会有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、吉野川市社会福祉協議会ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の範囲)

第2条 広告掲載の範囲は、要項第2条の規定を適用するものとし、その広告を掲載する団体等（以下「広告主」という。）のホームページにリンクするものとする。

(広告枠の規格)

第3条 広告枠の規格は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横180ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又は、PNG。
画像が変化するものは不可。
- (3) 容量 10KB以下

(広告の掲載位置)

第4条 ホームページへの広告の掲載位置は、会長が別に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、広告枠1枠あたり月額6,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、3か月以上継続して掲載する場合は10パーセント相当額を、6か月継続して掲載する場合は20パーセント相当額を、それぞれの月額料金から割引くものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の申込みは、吉野川市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載申込書（様式第1号）によるものとする。

2 同一の広告主が申し込むことができる広告は、同時期に1件を限度とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間を1月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(リンク先の変更の求め等)

第8条 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要領等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告主の届出義務)

第9条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、吉野川市社会福祉協議会ホームページ有料広告掲載中止・変更届（様式第4号）により、速やかに会長に届け出なければならない

ない。ただし、第1号に該当するときは、やむを得ない理由がある場合を除き、広告の掲載を辞退する日の2か月前までに届け出なければならない。

- (1) 広告の掲載を中止し、又は辞退するとき。
- (2) 広告の内容を変更するとき。
- (3) 広告のリンク先ホームページのURL（アドレス）を変更するとき。
- (4) 広告のリンク先ホームページに障害等が発生したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、有料広告掲載申込書又は提出資料等の内容に変更があったとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載料の返還は、要項第9条の規定を適用するものとする。

2 広告掲載期間内に、次に掲げる理由により、本会がホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災事変その他の非常事態が発生した場合

(禁止行為)

第11条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) サーバーその他本会のコンピュータシステムにアクセスする行為
- (2) 広告の閲覧者のコンピュータに障害を及ぼす行為
- (3) その他会長が広告主として不適切と認める行為

2 広告主は、要綱第6条第2項の規定により決定を受けたホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。